

第 9 2 号議案

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年長岡京市
条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた企業職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 (長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>【削る】</p> <p><u>(1)～(5) 【略 号の繰上げ】</u></p> <p><u>(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>【削る】</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第6条の規定に基づく職員で、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規程で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(以下「週休日等」という。)において勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2)～(6) 【略】</u></p> <p>【加える】</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p><u>(3) 徒歩で通勤することを常例とする職員</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第6条の規定に基づく職員で、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規程で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等において<u>勤務する場合に</u>支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時まで</u></p>

改正後	改正前
<p>まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、第13条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>の間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、<u>第7条の3</u>、第13条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

第2条 長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>【削る】</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に勤務する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に勤務する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する公署に通勤することが困難であると認められない場合は、この</p>

改正後	改正前
から勤務する公署に通勤することが困難であると認められない場合は、この限りでない。	限りでない。
2 【略】	2 【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 2 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年長岡京市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第2項中「、第7条の3、第13条の2」を「、第13条の2」に改める。